

西条市版SIB
つながり広がるチャレンジ応援事業
【令和6年度 公募要領】

＜公募受付期間＞

令和6年4月19日(金)～5月24日(金)

＜プレゼン選考会＞

令和6年6月28日(金)

＜出資募集期間＞

令和6年7月下旬～8月下旬

※予定であり前後する可能性有り

従来の補助金と
異なる点がありますので、
下記まで事前にご相談ください！

＜お問い合わせ窓口＞

西条市役所 市民生活部 くらし支援課 くらし支援係

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

(西条市役所本館3階)

TEL (0897) 52-1346 FAX (0897)52-1230

E-mail kurashishien@saijo-city.jp



1. 西条市版SIBとは？

「西条市版SIB」とは、賛同してくれる個人や法人からの出資(投資)を事業資金として民間事業者がプロジェクトを実施し、プロジェクト開始前(採択時)に決めておいた成果目標を達成した場合、市は交付金を中間支援組織(※)に交付し、それを原資として出資者に出資金元本を償還する仕組みです。

(※ここで言う「中間支援組織」は、市とSIB実施の業務委託契約を締結する社会的投資専門の金融機関です。)

(1) 予測される効果

- ① 事業者(チャレンジする人)がもつ地域への愛着や「もっと地域を暮らしやすく・楽しくしたい」といった思い・夢を、西条市版SIBを通じてプロジェクト化する・発信することで、多くの人に取組が認知される
- ② 人と人のつながりや、資金的な「応援」が生まれる
(出資による資金調達だけでなく、取組自体への協力、地域での盛り上がりなど)

(2) こんな方におすすめ

- ▶ 事業資金を集めたい方
- ▶ もっと多くの方に事業のことや取り組んでいる課題について知ってもらいたい方
- ▶ 資金面以外でも事業に関わる人や応援してくれる人を増やしたい方

2. 事業対象者

主に西条市内で事業に取り組む、個人事業主、中小企業者、農林水産業者、商店街団体、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人その他これらに準ずる活動を行う団体等及び創業者を事業対象者とします。

3. 西条市版SIB「つながり広がるチャレンジ応援事業」の実施目的

この事業は、まちの未来をつくるチャレンジ(西条市での起業や事業拡大など)を、地域住民をはじめとする多くの人を知り、共感や応援の輪を広げることを目的としています。

一人でチャレンジするよりも、より多くの人に応援し関わることで、そのチャレンジは地域に深く根付いたり、成果を増大させたりすることにもつながります。

ひとつひとつのチャレンジの積み重ねが、みんなで暮らしやすい地域を作っていくものと考えます。



4. 対象となるプロジェクト((1)~(4)すべて満たすこと)

以下のテーマに沿った、起業や事業拡大のプロジェクトを募集します。テーマを踏まえた自由な提案を歓迎します。

- (1)西条市の地域課題である「健康寿命の延伸」もしくは「働きがいの創出・経済活力の維持」につながること(両方またはどちらか一方でも構いません)。
- (2)プロジェクトを通じて目指す「実現したい将来の地域の姿(状態)」が明確で多くの人の共感を呼ぶこと
- (3)主に西条市内で活動し、西条市民を含む多くの人へのサービスを生み出すこと
- (4)ビジネスの視点で社会的課題を解決しようとするものであり、将来的に地域の雇用創出にもつながる可能性があること

《対象外のプロジェクト》

- ・イベントなど単発で終わるもの(継続性がないもの)
- ・宗教または政治関連のもの
- ・特定の企業、団体及び個人の利益のみを追求するもの

5. 対象経費

事業対象者が行うプロジェクトに必要な次の経費を助成対象とします。

人件費、改修費(工事請負費、修繕料)、物件費(燃料費、光熱水費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料及び消耗品費)、その他必要な経費で市長が承認したもの

6. プロジェクト支援金の額

プロジェクト支援金の額は、50万円を上限とします(出資募集する上限額であり、プロジェクト終了後、目標を達成していれば市が交付する交付金の上限額です)。

※最大3プロジェクトを採択します。

7. 申請手続き等の概要

プロジェクト提案書(様式第1号)に次の書類を添えて提出してください。

《法人の場合》

定款

履歴事項全部証明書の写し

市税納税証明書

過去3期分の税務申告書コピー(決算書・内訳書も含む)

事業実施の概要がわかる資料(パンフレットなど)

その他市長が必要と認める資料

《個人の場合》

履歴書

住民票の写し

市税納税証明書

過去 3 期分の税務申告書コピー(決算書・内訳書も含む)

事業実施の概要がわかる資料(パンフレットなど)

その他市長が必要と認める資料

【一次審査通過後、提出いただくもの】

・預金を確認できる通帳のコピー(直近決算日時点、直近の月末時点の 2 点)

・返済予定表 (※借入がある場合)

・直近月の試算表

(※税務申告書を提出されている場合は必須ではありませんが、設立初年度で決算書がない場合等は提出ください)

8. 申請期間

令和 6 年 4 月 19 日(金)～令和 6 年 5 月 24 日(金)

9. 選考について

応募される事業者から提出いただくプロジェクト提案書(様式第 1 号)の内容が本公募要領に合致しているかを確認したうえで、中間支援組織が設置する、有識者で構成される「選考会」において応募事業者はプレゼンテーション形式・質疑応答による選考(参加必須)を行います(今年度の選考会は 令和 6 年 6 月 28 日(金)の予定です)。

選考では、プロジェクト提案書と添付書類を確認したうえで、以下の選考基準をもとに、選考委員の合議により、採択の可否と成果目標を決定します。

選考結果は、後日文書で通知します。

《プロジェクト実施により目指す状態(成果目標)について》

まずは、プロジェクト提案書に事業者が考えた成果目標(案)を記載いただきます。

その後、関係者での協議および選考会での委員との協議を経て、プロジェクト開始前(採択の時)に、成果目標を決定します(この時設定した成果目標を、プロジェクト終了時に達成できていれば、市から交付金が交付されます)。

成果目標は、「プロジェクトを通じて実現したい将来の地域の姿」(ゴールとなる未来)を定めた上で、そこを起点に現在を振り返り、このプロジェクト期間内(採択から令和 7 年 1 月 31 日まで(約 7 カ月間))で成し遂げる成果を明確化するために設定しようとするものです。

《選考基準》

審査項目		審査基準	評価				
			A	B	C	D	E
1	公益性	市民のニーズに合致し地域の社会的課題の解決に資するもので、多くの市民にサービス又は参加の機会が提供されるものか。	10	8	6	4	2
2	実現可能性	実現可能な実施内容、収支予算及び実施体制となっているか。	10	8	6	4	2
3	必要性及び事業効果	事業内容が公募テーマに合致しS I Bでの応援の必要性があるか。また、事業実施による地域に対する効果の創出が期待できるか。	10	8	6	4	2
4	発展性	将来的・継続的な地域での雇用の創出など、持続した効果や波及効果が見込まれるか。	10	8	6	4	2
5	共感性	市民や企業等からの共感を集め、目標額の出資が見込めるか。	10	8	6	4	2

※採点結果(平均点)が50点満点中30点未満の場合は、不採択とする。

※採点結果(平均点)が30点以上の中から最大3プロジェクトを採択とする。

※評価点：A非常に優れている、B優れている、C普通、D劣っている、E非常に劣っている

10. 出資特典について

出資者にお渡しする「出資特典」を企画し、出資募集の完了以後に提供できるようご準備ください。(費用は事業者負担)

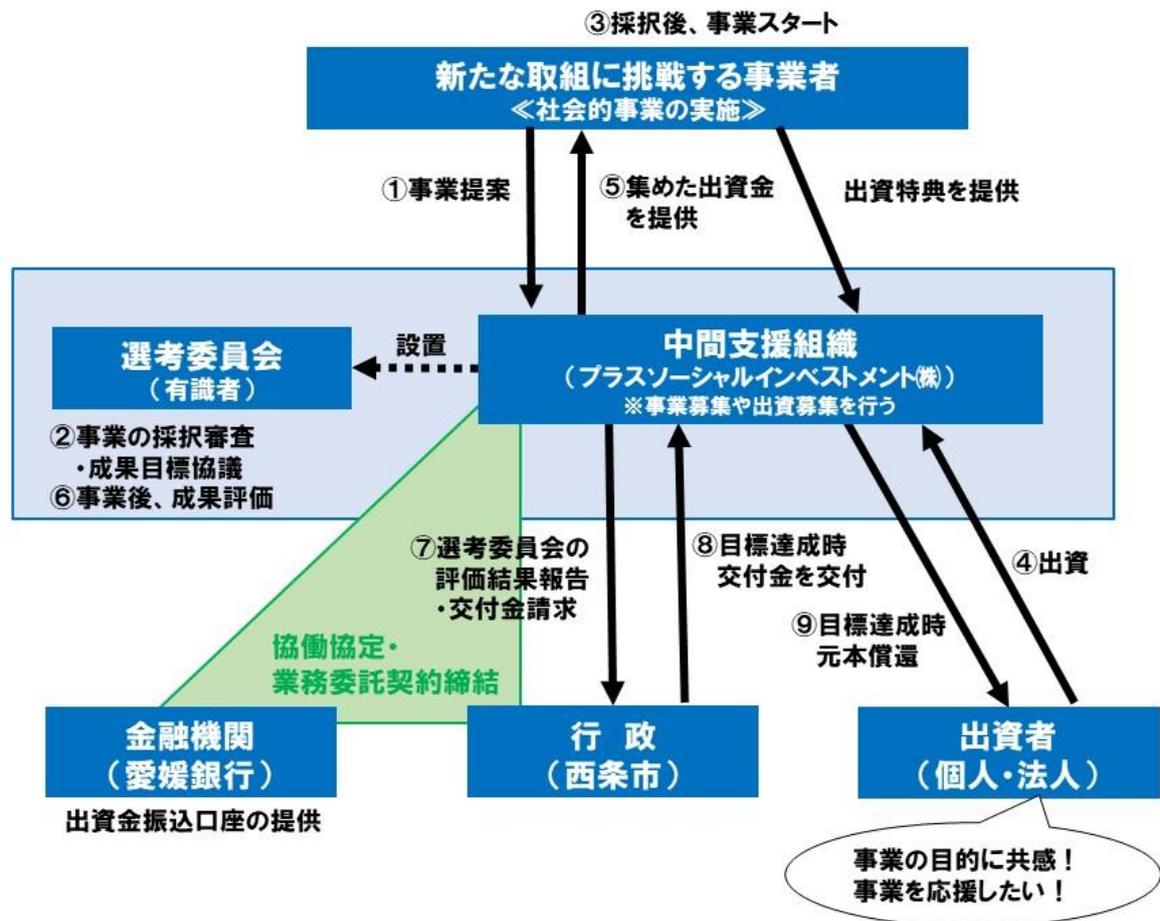
例：プロジェクトに関する割引券や招待券など。(定形郵便での送付を想定しています。)

※出資者の数は最大 50 名で、提供いただく時期や出資者への提供方法など、詳しくはくらし支援課までご相談ください。

11. 西条市版SIBの流れ

流 れ	詳 細
事前相談	従来の補助金とは異なる点が多々ありますので、事前に市役所までご相談ください。
▼	
プロジェクト提案書を提出(一次)	提案書受付期間 4月19日(金) ~ 5月24日(金)
▼	
プロジェクトについて関係者協議	5月30日(木) 午後 (事業者・市・愛媛銀行・中間支援組織等で協議し、提案書をもとに事業計画をブラッシュアップします)
▼	
プロジェクト提案書の見直し・完成	関係者協議を経て、事業計画や成果目標を見直し、提案書を完成させてください。(6月中旬)
▼	
選考会での審査(プレゼン)	選考会 6月28日(金) ※選考会でのプレゼンは必須です。時間は調整します。
▼	
採択通知・プロジェクトスタート	選考会後に書面通知 採択通知の日からプロジェクトスタート
▼	
出資募集・出資説明会	7月下旬~8月下旬(1カ月間程度) ※投資型クラウドファンディング形式で出資募集します。 ※出資説明会でのプレゼンは必須です。日時は調整します。
▼	
出資金提供・出資特典	10月頃 ※出資者からの入金や本人確認が全て終了した後 ※事業者から出資者への出資特典は、事業内容に応じてお贈りいただきます。(発送時期等は要相談)
▼	
適宜進捗報告	プロジェクトの進捗報告(関係者協議) 11月頃 その他、出資者、市民、市役所ほか関係者がプロジェクトについて尋ねた場合にご対応ください。
▼	
プロジェクト終了	令和7年1月31日(金)まで
▼	
プロジェクト実施報告書提出	令和7年2月7日(金)まで
▼	
審査会での成果評価(プレゼン)	令和7年2月中旬 ※審査会でのプレゼンは必須です。時間は調整します。
▼	
市から中間支援組織へ交付金交付	採択時に設定した成果目標を全て達成したと審査会で認められた場合、市から中間支援組織に対して交付金を交付します。
▼	
中間支援組織から出資者へ出資金償還	市からの上記の交付金を原資に、出資者の方に対して出資金が償還されます。
▼	
成果報告会(プレゼン)	令和7年3月中旬 ※成果報告会でのプレゼンは必須です。日時は調整します。

(※参考 西条市版SIBの仕組み)



出資募集は第二種金融商品取引業者であるプラスソーシャルインベストメント株が行いますが、当事者である事業者が声を上げ、動いていただくことが大切です。この機会を効果的なものにするために、採択された場合は以下の実施をお願いいたします。

- ①当該プロジェクトに関する積極的なPR活動(説明)・情報発信(Facebook、ブログ等)
- ②メールや電話による市や中間支援組織との連絡・情報交換
- ③市主催のSIB関係の説明会等への参加もしくは情報提供

また、事業終了後においても、当SIB事業の普及啓発に努められるようお願いいたします。

お問い合わせ・書類提出先

西条市 市民生活部 暮らし支援課 暮らし支援係
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地(西条市役所本館 3 階)
TEL (0897) 52-1346 FAX (0897)52-1230
E-mail kurashishien@saijo-city.jp